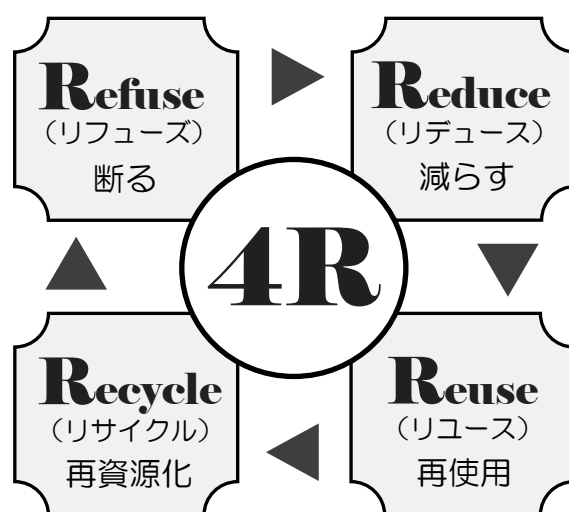


第10期 分別収集計画



令和4年6月

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

1	計画策定の意義	1 頁
2	基本的方向	1 頁
3	計画期間	2 頁
4	対象品目	2 頁
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第 8 条第 2 項第 1 号)	2 頁
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 2 号)	2 ~ 3 頁
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第 8 条第 2 項第 3 号)	4 頁
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第 8 条第 2 項第 4 号)	5 頁
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6 頁
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第 8 条第 2 項第 5 号)	7 頁
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号)	7 ~ 8 頁
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8 頁

1 計画策定の意義

近年、生活様式が多様化する中で、ごみの分別や再資源化の重要性が増してきており、快適で住みよいまちづくりを基礎とした都市の発展を継続していくためには、市民、事業者及び行政がSDGsの視点に立ち、相互の連携による4R（リフューズ：発生抑制、リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）の推進に取り組み、持続可能な循環型社会を構築することが必要である。

本市のごみ処理は、伊勢崎、東及び境地区は、「伊勢崎市清掃リサイクルセンター21」で行い、赤堀地区は、事務委託により「桐生市清掃センター」で行っている。分別収集は、市町村合併以前から「もえるごみ、もえないごみ、びん、缶、粗大ごみ、資源」の6分別収集を行い、平成18年7月から「雑がみ」、平成19年12月から「廃食用油」、平成20年11月から伊勢崎、東及び境地区で「プラスチック製容器包装」の回収を始めた。また、平成25年4月から「使用済小型家電」の回収も始め再資源化を推進させている。

また、行政区による「町内資源回収」及び各種団体による「集団回収」を奨励することで、リサイクル運動を積極的に推進し、資源を大切に作る心を育て、ごみの減量化と市民のごみに対する認識を高めるとともに、環境美化の向上を図る一方で、「伊勢崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により、ごみ集積所に排出された資源物を持ち去る行為を規制することで、資源物の適正な処理を図っている。

このような背景の中、さらなる循環型社会の構築をしていくために、生産から消費に至る、あらゆる段階において、市民、事業者及び市が主体的にそれぞれの役割を認識し、ごみの減量化、再資源化の活動を進めて行くことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、市民、事業者及び市が、それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化、再資源化を推進するとともに、焼却炉への負荷軽減と最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の構築が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたり、基本的方向を以下に示す。

- ① 市民、事業者及び市が一体となり、ごみの減量化と再資源化を積極的に推進する
- ② 地域特性を生かした循環型社会の構築を推進する
- ③ 環境教育の充実を図り、ごみの排出抑制と再資源化を推進する

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直しを行う。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

(単位：t)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	12,467.9	12,422.2	12,376.2	12,330.3	12,284.7

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者及び市が、それぞれの立場から役割を分担し、相互に協力及び連携を図ることが重要である。

今後、より効率的な容器包装廃棄物の分別収集に関する方策を進めるため、市民、事業者の意見を積極的に反映させる。

(1) 本市における方策

市民、事業者及び市の役割を明確にするため、次の事項を本市の方策として取り組むものとする。

① 教育、啓発活動の充実

市民、事業者及び各種団体を対象に、市職員出前講座や環境フェスティバルなどを通じて、ごみ減量化、再利用、分別方法などの啓発を徹底するとともに、ごみの減量化に関する社会意識を向上させるため、学校や地域社会において、伊勢崎市清掃リサイクルセンター21の施設見学など、教育的啓発活動にも積極的に取り組む。

② 事業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみ減量化対策を明確に位置づけ、排出抑制対策を講じる。

③ 容器包装廃棄物等の排出抑制

リユース食器貸出事業によるワンウェイ容器の使用削減や、市民のリユース意識向上を図るほか、「マイグッズで使い捨てゼロ運動」として、レジ袋使用抑制のためのマイバッグ持参、ペットボトルや箸及びスプーン等の使い捨て用具の排出抑制のためのマイボトル、マイはしの利用について普及、啓発に努める。

④ 庁用品における再生品の使用、公共関与事業における再生品の使用の促進等

庁用品の調達や、公共関与事業における材料の調達について、再生品を積極的に使用するとともに、公共事業においても廃材再生品の使用の促進に努める。

⑤ 不用品の再利用

市民ボランティアなどによる不用品の補修、再生を行い、再利用の推進を図る。

(2) 市民における方策

市民は、ごみ減量とその適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力する責務があるので、次の事項には、積極的に参画及び協力するものとする。

- ① 町内資源回収、集団回収の実施によるごみの減量化、再資源化
- ② 生ごみ処理器及び枝葉破砕機を活用したごみの減量化、再資源化
- ③ 過剰包装の自粛やマイグッズによる使い捨てゼロ運動を励行
- ④ 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制 等

(3) 事業者における方策

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等により、ごみの減量に努めるとともに、ごみの減量とその適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力する責務があるので、次の事項には積極的に参画、協力するものとする。

- ① 発生源における排出抑制
- ② 過剰包装の抑制
- ③ 流通包装廃棄物、その他資源の店頭回収の協力
- ④ 使い捨て容器の使用抑制と製造流通事業者による自主回収、再資源化の促進
- ⑤ 再生品の使用促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場などの状況を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を、次のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 (無色のガラス容器・茶色のガラス容器・その他のガラス容器)	びん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	古紙類 (紙パック)
主として段ボール製の容器	古紙類 (段ボール)
主として紙製の容器包装であって新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外のもの	雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装 発泡トレイ (赤堀地区)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製容器	102.8	101.4	100.0	98.9	97.8
アルミ製容器	190.3	189.6	188.9	188.7	188.5
無色のガラス製容器	64.5	64.2	64.0	63.9	63.9
引渡量	52.9	52.7	52.5	52.4	52.4
独自処理量	11.6	11.5	11.5	11.5	11.5
茶色のガラス製容器	138.9	138.4	137.9	137.7	137.6
引渡量	119.6	119.1	118.7	118.6	118.4
独自処理量	19.3	19.3	19.2	19.1	19.2
その他のガラス製容器	65.6	65.3	65.1	65.0	64.9
引渡量	0	0	0	0	0
独自処理量	65.6	65.3	65.1	65.0	64.9
飲料用紙製容器	12.4	12.4	12.3	12.3	12.3
段ボール	1103.6	1099.2	1095.1	1094.0	1092.9
紙製容器包装	119.1	118.6	118.2	118.1	118.0
引渡量	0	0	0	0	0
独自処理量	119.1	118.6	118.2	118.1	118.0
ペットボトル	252.2	253.8	255.3	257.6	260.0
引渡量	158.6	159.6	160.5	162.0	163.5
独自処理量	93.6	94.2	94.8	95.6	96.5
プラスチック製容器包装	634.2	638.0	642.0	647.8	653.6
引渡量	634.1	637.9	641.9	647.7	653.5
独自処理量	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
うち白色トレイ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
引渡量	0	0	0	0	0
独自処理量	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

【算定方法】

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝直近年度の分別基準適合物の収集実績×人口変動率

ただし、次の対象品目については、上記で算定した数値に過年度の実績等を考慮した率を乗じて算定する。

【対象品目】 スチール缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装

また、人口変動率は本市の将来推計人口や総合戦略における計画人口及び、直近の人口世帯表を参考に次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
211,300人 (対前年度比) 99.60%	210,460人 (対前年度比) 99.60%	209,680人 (対前年度比) 99.60%	209,470人 (対前年度比) 99.90%	209,260人 (対前年度比) 99.90%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集を実施する者に関する基本的な事項は、次のように定める。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	缶	①ステーション回収 (委託) ②集団回収(各種団体)	①市 ②民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	ステーション回収 (委託)	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	古紙類(紙パック)	①拠点回収(委託) ②資源保管庫回収 (委託) ③集団回収(各種団体)	民間業者
	段ボール	古紙類(段ボール)		
	紙製容器包装	雑がみ		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル (伊勢崎・東・境地区)	拠点回収(委託)	民間業者
		ペットボトル (赤堀地区)	ステーション回収(委託)	市
	プラスチック製容器 包装	プラスチック製容 器包装	ステーション回収(委託) (伊勢崎・東・境地区) 拠点回収(委託) (赤堀地区)	民間業者
		発泡トレイ (赤堀地区)	拠点回収(委託)	市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

- ① 缶については、伊勢崎市清掃リサイクルセンター21（伊勢崎、東及び境地区）及び桐生市清掃センター（赤堀地区）で、磁選機で選別、圧縮、保管する。
- ② びんについては、伊勢崎市清掃リサイクルセンター21（伊勢崎、東及び境地区）及び桐生市清掃センター（赤堀地区）で、無色・茶色・その他に選別し保管する。
- ③ 紙パック、段ボール、雑がみについては、民間業者へ引き渡す。
- ④ ペットボトルについては、伊勢崎、東及び境地区は民間業者で、赤堀地区は桐生市清掃センターで選別、圧縮、保管する。
- ⑤ プラスチック製容器包装については民間業者で、発泡トレイ（赤堀地区）については桐生市清掃センターで選別、圧縮、保管する。

【分別収集の用に供する施設整備計画】

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	袋	パッカー車 平ボディ車	・伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 ・桐生市清掃センター
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	袋	パッカー車 平ボディ車	・伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 ・桐生市清掃センター
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	古紙類 (紙パック)	紐で縛る	パッカー車 平ボディ車	・民間業者
段ボール	古紙類 (段ボール)	紐で縛る	パッカー車 平ボディ車	・民間業者
紙製容器包装	雑がみ	袋	パッカー車 平ボディ車	・民間業者
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車 平ボディ車	・民間業者 ・桐生市清掃センター
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	袋	パッカー車	・民間業者
	発泡トレイ (赤堀地区)	袋	パッカー車 平ボディ車	・桐生市清掃センター

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ア 容器包装廃棄物の分別を徹底するよう、各行政区に委嘱した環境指導員とその職にあるもので組織される伊勢崎市環境指導員会の協力のもとで、分別と資源回収を推進する。
- イ 各種団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付を行う。
- ウ 伊勢崎市廃棄物減量等推進審議会から意見等を受け、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進める。
- エ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時にはその記録を基に事後評価を行う。